

## 中型まき網漁業の制限措置の内容の表現の修正

### 【漁業種類】

中型まき網漁業（1そうまき又は2そうまき）から中型まき網漁業（1そうまき）と中型まき網漁業（2そうまき）に分けて制限措置を定めた。

### 【船舶の総トン数】

以下のとおり表現を修正し、制限措置を定めた。

漁業種類	新	旧（意見公募時原案）
中型まき網漁業（1そうまき）	5トン以上 <u>2の期間</u> <sup>※</sup> において交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。ただし、 <u>2の期間</u> <sup>※</sup> において許可又は起業の認可を有しない場合は、5トン以上40トン（南房総市野島埼灯台正南の線以東の千葉県海面にあっては、15トン）未満の範囲で、従前の合計許認可総トン数（中型まき網漁業（1そうまき及び2そうまき）の合計をいう。以下同じ。）を超えない合計許認可総トン数となる総トン数以下。	5トン以上40トン（銚子市地先から野島埼灯台正南の線までの海域にあっては、15トン）未満の範囲において現に交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。現に許可又は起業の認可を有しない場合は、従前の合計許認可総トン数を超えない
中型まき網漁業（2そうまき）	5トン以上 <u>2の期間</u> <sup>※</sup> において交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。ただし、 <u>2の期間</u> <sup>※</sup> において許可又は起業の認可を有しない場合は、5トン以上40トン（南房総市野島埼灯台正南の線以東の千葉県海面にあっては、15トン）未満の範囲で、従前の合計許認可総トン数を超えない合計許認可総トン数となる総トン数以下。	範囲の総トン数。

※ 2の期間・・・許可又は起業の認可を申請すべき期間